

平成31年8月1日から「武豊町遺児手当」を改正します。

(平成31年7月分までは現行制度の適用となります)

▶ 問合せ 役場子育て支援課

武豊町遺児手当の支給要件に所得制限を導入することとなりました。児童扶養手当(国)および愛知県遺児手当(県)、愛知県内の市町村単独遺児手当等の支給要件を参考とし、総合的な判断のもと実施いたします。

改正内容は以下のとおりとなりますので、ご確認ください。

【改正①】 所得制限

《変更前》

【なし】

《変更後》

【あり】

平成31年8月から

受給者本人、またはその扶養義務者等の前年所得が下表の限度額以上である場合、改正以降から受給資格が喪失します。

扶養親族別所得制限一覧表

区 分	扶養親族数	0人	1人	2人	3人	4人目以降の加算額
受給者本人		1,920,000円	2,300,000円	2,680,000円	3,060,000円	380,000円
配偶者・扶養義務者		2,360,000円	2,740,000円	3,120,000円	3,500,000円	380,000円

※老人扶養、特定扶養等がある場合は、所得限度額に一定額を加算

※所得制限限度額は愛知県支給規則による規定に応じて改定されます

【改正②】 支払時期の変更

《変更前》

【年2回(末日)支払】

9月(末日)支払(4月～9月分)

3月(末日)支払(10月～3月分)

《変更後》

【年3回(21日)支払】

平成31年8月から

8月(21日)支払(4月～7月分)

12月(21日)支払(8月～11月分)

4月(21日)支払(12月～3月分)

※いずれも21日が土・日曜日、祝日の場合は、その前の金融機関営業日

【改正③】 所得状況届の提出

《変更前》

【なし】

《変更後》

【あり】平成31年8月から

(毎年8月1日～31日の間に提出)

※以下の場合、届出を省略することができます

- 児童扶養手当の現況届を提出している場合
- 愛知県遺児手当の所得状況届を提出している場合